

令和2年4月7日
税務部資産税課

記者発表資料

1 日 時 4月7日(火) 午後1時30分

2 場 所 市役所特別会議室(本庁者2階)

3 出席者 郡山市税務部長 すずき ひろゆき 鈴木 弘幸

郡山市税務部次長兼市民税課長 ふるかわ あきひこ 古川 明彦

4 内 容

平成30年度及び31年度の固定資産税・都市計画税において、木造家屋の一部の評価額を過大に評価していたため、各年度で約1,900棟の家屋について下記のとおり税額に影響(還付)が生じました。

また、住宅用地の特例措置において、適用世帯数を誤って課税していたことが判明いたしましたので、お知らせいたします。

この度、対象となる納税者の皆様には心からお詫びするとともに、今後このようなことが無いようチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。

記

1 平成30年度の評価替事務の誤りについて

(1) 経過及び原因

令和2年度の固定資産税・都市計画税に係る木造家屋の賦課処理を行うため、家屋情報を入力後、確認のため検証作業を行ったところ「家屋評価システム」と「税総合システム」の経年減点補正率が、異なっていたことを発見しました。

原因は、土地・家屋の評価額は、「固定資産評価基準」に基づき3年に一度「評価替」を行いますが、平成30年度の評価替時に、「税総合システム」における経年減点補正率についての確認を怠ったため、前回の平成27年度の経年減点補正率で評価額を計算していたことによるものであります。

(2) 件数及び影響額

対象年度	件数 (棟)	税相当額 (試算額：円)		
		固定資産税	都市計画税	合計
平成30年度 (2018年度)	1,918	11,946,975	2,177,559	14,124,534
平成31年度 (2019年度)	1,916	12,388,253	2,263,665	14,651,918

(3) 対応状況

現在、速やかに令和2年度及び平成30・31年度の税額更正処理を進めております。
なお、対象となる納税者の皆様には、市から謝罪と税額更正内容を書面でお伝えするとともに、速やかな還付事務を進めてまいります。

2 住宅用地特例の適用誤りについて

(1) 経過及び原因

住宅用地については、課税標準の特例措置が設けられていますが、法務局からの相続登記情報を入力する際、当初賦課年度の平成8年度から、本来2世帯分の特例を適用すべきところ、誤って1世帯と入力していたことを発見したことによるものであります。

(2) 対応状況

対象者には、戸別訪問のうえ、謝罪するとともに、当初賦課の平成8年度分から遡及して還付いたします。なお、還付額（本税）は約314,000円であります。

<問い合わせ先>
税務部資産税課
課長 佐藤 宏之 (電話924-2091)

固定資産評価基準 木造家屋経年減点補正率基準表（抜粋）

【平成27年度基準】

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表

1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
50,000点未満		50,000点以上 79,000点未満		79,000点以上 121,000点未満		121,000点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.67
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.65
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.64
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.62
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.61
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.59

【平成30年度基準】

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表

1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
53,000点未満		53,000点以上 83,000点未満		83,000点以上 128,000点未満		128,000点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.67
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.65
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.64
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.62
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.61
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.59